

承認第4号

専決処分（南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成29年5月26日提出

南風原町長 城 間 俊 安

## 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を下記の理由により専決処分する。

平成29年3月31日

南風原町長 城 間 俊 安

（専決処分した理由）

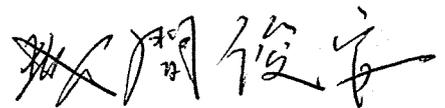
子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第95号）が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例についても改正が必要であり、同年4月1日施行のため、議会を招集する時間的余裕がないことにより専決処分する。

南風原町条例第 18 号

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

南風原町長



南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

以下、別紙のとおり

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成28年南風原町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1表中「6,200」を「3,000」に改める。

第2表中「9,250」を「9,000」に、「7,750」を「6,000」に、「9,150」を「9,000」に、「7,650」を「6,000」に、「15,000」を「9,000」に、「13,500」を「6,000」に、「14,800」を「9,000」に、「13,300」を「6,000」に改める。

備考9中「第1表に定める額に2分の1を乗じて得た額」の次に「。ただし、市町村民税非課税世帯の子ども 0円」を、備考10中「第2表に定める額に2分の1を乗じて得た額」の次に「。ただし、市町村民税非課税世帯の子ども 0円」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。